

令和2年度主任介護支援専門員更新研修

受講予定者 各位

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る主任介護支援専門員修了証書及び
介護支援専門員証の有効期間に係る臨時的な取扱いについて

平素より、本県の福祉行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度実施を予定しておりました主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）を中止とすることといたしました。

本研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年3月18日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）に基づき、下記のとおり臨時的な取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる者

令和2年4月1日から令和4年3月31日までに、以下の①または②に該当する者

①	<u>奈良県登録の介護支援専門員で、主任介護支援専門員修了証書の有効期間が満了する者</u>
②	<u>奈良県登録の介護支援専門員で、主任介護支援専門員修了証書の有効期間が満了する者及び 介護支援専門員の有効期間が満了する者</u>

※あくまでも奈良県登録の介護支援専門員への臨時的な取扱いとなるため、他都道府県で介護支援専門員証の発行を受けておられる方は、発行元の都道府県に確認をお願いいたします。

2. 有効期間の取扱いについて

介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の有効期間を令和5年3月31日まで延長する

※ この取扱いは、本研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員に対して、あくまでも臨時的な措置であり、次年度以降主任更新研修が再開された場合は、速やかに受講していただきますようよろしくお願いいたします。

3. 修了証の取扱いについて

- ・ 今回の取扱いにあたり、介護支援専門員証や主任介護支援専門員修了証書の再発行はいたしません。
- ・ 2に定める期間は、現在の介護支援専門員証や前回受講した更新研修の修了証書等をもって、業務に従事できることとなります。
- ・ 市町村等から主任介護支援専門員の資格の保有状況を確認される場合は、本通知を提示してください。

4. 主任更新研修修了後の有効期間について

2に定める期間までに主任更新研修を修了した場合は、「本来の有効期間満了日」から5年間有効期間を延長するものと致します。

(例)

本来の有効期間満了日	更新研修修了年度	更新研修修了後の有効期間満了日
令和3年3月20日	令和4年度	令和8年3月20日

【令和2年度主任介護支援専門員研修の実施について】

令和2年度主任介護支援専門員研修については、現時点では実施予定としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、本年度の研修を延期または中止とする可能性があります。

【参考】

- ・ 令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」
- ・ 令和2年3月18日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る主任介護支援専門員修了証書及び
介護支援専門員証の有効期間に係る臨時的な取扱い」に関する Q&A

Q1.他都道府県で介護支援専門員の登録をしているが、今年度奈良県の主任更新を受講する予定だった。この場合、本取扱いの対象となるか。

対象外となります。本取扱いは、奈良県で介護支援専門員の登録をしている者に限るため、登録している都道府県の取扱いをご確認ください。

Q2.他都道府県で介護支援専門員として登録をしているが、現在の勤務地は奈良県である。この場合、本取扱いの対象となるか。

対象外となります。勤務地が奈良県の場合であっても、介護支援専門員として登録している都道府県の取扱いが適用されます。

現在、他都道府県で登録をしていて奈良県で勤務している者は、奈良県へ登録移転することにより本取扱いの対象となります。

Q3.主任介護支援専門員（更新）研修を他都道府県で受講したが、現在は奈良県で介護支援専門員の登録を受けている。この場合は、本取扱いの対象となるか。

お見込みのとおり。奈良県で介護支援専門員としての登録を受けている場合は、本取扱いの対象となります。